

日高市地域公共交通協議会運賃協議部会規程の改正について

令和 8 年 6 月 2 5 日

市民生活部交通政策課

1 改正理由

道路運送法第 9 条第 4 項に基づく日高市地域公共交通協議会運賃協議部会（以下：「運賃協議部会」という。）の開催にあたり、関係者の負担軽減及び生産性向上を目的として、令和 7 年 6 月 3 0 日付け事務連絡・国土交通省物流・自動車局旅客課長通知において、その開催を必要としない場合の基準が示された。

本市においても、同基準に基づき、運賃協議部会の開催に関する合理化を図るものとする。

2 改正内容

改 正 後	改 正 前
（会議） 第 5 条 1 ～ 5 省略 （会議の開催を要しない場合） 第 6 条 次の各号に掲げる事案について <u>は軽微な事案として取り扱うこととし</u> <u>、会議の開催を要しないこととする。</u> （1）均一運賃を適用する路線（系統） <u>において、系統変更を伴う停留所の新</u> <u>設や変更、路線の付け替えや一部延伸</u> <u>があった場合（競合する路線がある場</u> <u>合、路線延長により当該路線が初めて</u> <u>他の市町村に乗り入れする場合を除く</u> <u>。）でも、運賃額に変更がない場合</u> （2）<u>毎年イベント行事等に係る営業</u> <u>割引を実施する場合</u> （3）<u>工事等により一時的な迂回が生じ</u> <u>る場合の路線等を変更する場合</u> （4）<u>新たな決済手段を追加する場合</u>	（会議） 第 5 条 1 ～ 5 省略 （庶務） 第 6 条 運賃協議部会の庶務は、市民生活部交通政策課において処理する。 （委任） 第 7 条 この規程に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(庶務) <u>第7条</u> 運賃協議部会の庶務は、市民生活部交通政策課において処理する。 (委任) <u>第8条</u> この規程に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。	
--	--

3 改正に至る経緯

- 5月14日 第10回交通戦略部会での意見交換
⇒各委員からの意見等なし
- 5月21日 第3回運賃協議部会（書面協議）
⇒全委員からの「承認」を得られた
※令和8年6月2日付けで可決
- 6月15日 日高市地域公共交通協議会運賃協議部会規程の改正
⇒「会議の開催を要しない場合」に該当する事案を付記
- 6月25日 第12回地域公共交通協議会への報告

日高市地域公共交通協議会運賃協議部会規程

令和6年1月24日 協議会決定

(目的)

第1条 日高市地域公共交通協議会条例(令和5年条例第13号。以下「条例」という。)

第8条の規定及び道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、日高市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の部会として、地域における需要に応じ地域の住民のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等の専門的な協議を行うため、日高市地域公共交通協議会運賃協議部会(以下「運賃協議部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 運賃協議部会は、8人以内の委員をもって組織するものとする。

- (1) 条例第3条第2項第1号に規定する市を代表する者又はその指名を受けた者
- (2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名を受けた者
- (3) 関東運輸局埼玉運輸支局の代表者又はその指名を受けた者
- (4) 条例第3条第2項第5号に規定する市内の区又は自治会を代表する者

(任期)

第3条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、再任を妨げない。

- (1) 前条第1項第1号、第3号及び第4号の委員 協議会の委員の在任期間
- (2) 前条第1項第2号の委員 会長が委嘱した日から運賃協議部会における当該一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃に関する協議が終了したときまで

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(部会長)

第4条 運賃協議部会に、部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、運賃協議部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運賃協議部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 運賃協議部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運賃協議部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、運賃協議部会の会議を開催したときは、次の協議会において会議の結果等を報告しなければならない。

(会議の開催を要しない場合)

第6条 次の各号に掲げる事案については軽微な事案として取り扱うこととし、会議の開催を要しないこととする。

(1) 均一運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合

(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

(3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

(4) 新たな決済手段を追加する場合

(庶務)

第7条 運賃協議部会の庶務は、市民生活部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月15日から施行する。